

鹿沼市給水装置工事 標準仕様書



図：弁筐デザイン蓋（ベリーちゃん）

令和4年4月改定
鹿沼市上下水道部

鹿沼市給水装置工事標準仕様書

目 次

第1章 総則	1
第1節 給水装置の定義（水道法第3条第9項）	1
第2節 給水装置工事の定義（水道法第3条第11項）	1
第3節 給水装置工事の種類	1
第4節 給水装置の構造及び材質の基準（水道法施行令第5条）	1
第5節 給水方式	2
第2章 給水装置の設計	3
第1節 調査	3
第2節 設計要領	3
第3節 主要材料	5
第4節 分岐基準	7
第5節 バルブ類設置基準	8
第6節 量水器（筐）設置基準	8
第7節 その他の設置基準	9
第3章 給水装置工事	10
第1節 給水装置工事申込書の作成	10
第2節 給水装置工事の申込	11
第3節 給水装置工事の施工	14
第4節 工事完成検査	16
第5節 瑕疵	17
第4章 宅地分譲	18
第1節 図面及び書類等	18
第2節 設計及び施工	18
第3節 宅地分譲完了検査	18
第4節 給水装置の帰属	19
第5章 参考	20
第1節 給水装置工事の流れ	20
第2節 給水装置工事申込に係る納入金	21
第3節 受水槽設置基準	22
第4節 道路別断面一覧表	24
※各種様式	26

第1章 総則

本仕様書は、本市水道事業給水条例（以下「給水条例」という）、水道事業給水条例施行規程及び水道事業指定給水装置工事事業者規程に定める給水装置工事の設計及び施工について必要な事項をまとめたものである。工事を適正に行うための基本として本仕様書を熟知し、設計及び施工を行うこと。また、本仕様書に記載のない事項は別途鹿沼市水道部と協議を行い、その指示に従うこと。

第1節 給水装置の定義（水道法第3条第9項）

給水装置とは、水道法において、「需要者に水を供給するために、水道事業者（以下「管理者」という。）の施工した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具」をいい、これらの設置費用の負担及び管理等は原則として需要者が行う。

直結する給水装置とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具のことであり、ホース等の容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まれない。また、一旦、水道水を受水槽で受けて給水する場合は、配水管の分岐から受水槽の注入口までが給水装置であり、受水槽以下はこれにあたらぬ。

第2節 給水装置工事の定義（水道法第3条第11項）

給水装置工事の定義は、給水装置の設置又は変更の工事とされており、これは、給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事すべてが含まれており、工事には調査、計画、施工及び検査の一連の過程がすべて又は一部が含まれる。給水装置工事は、水道施設を損傷しないこと、設置された給水装置に起因して需要者への給水に支障を生じないこと、また、公衆衛生上の問題が起こらないこと等の観点から、適正な施工ができると認められる管理者の指定を受けた指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）の設置した給水装置であることを供給条件とする。ただし、給水装置の末端に設置されている給水用具の部品（こま、パッキン等）の修繕はこの限りではない。

第3節 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次の各号に定めるところにより区分する。

1. 新 設 新たに給水装置を設置する工事
2. 改 造 給水管の増径、減径、水栓の増設等、給水装置の原型を変える工事
3. 分 譲 開発行為等による宅地分譲の給配水管工事
4. 仮 設 一時的に水道水を利用する工事（一時期終了後は分水止め）
5. その他 消火栓等の附属施設を設置する工事

第4節 給水装置の構造及び材質の基準（水道法施行令第5条）

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質の基準は次のとおりとする。また、この基準を適用する上での必要な技術的細目は、平成9年厚生労働省令第14号「給水装置の構造及

び材質の基準に関する省令」で定めたものである。

1. 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
2. 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
3. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ（加圧装置等）に直接接続されていないこと。
4. 水圧や土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
5. 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
6. 当該給水装置以外の水管、その他の設備に直接接続されていないこと。
7. 水槽、プール、流し及びその他の水入れ、又は受ける器具や施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

第5節 給水方式

給水方式は、直結式、又は受水槽式とする。

1. 直結式

直結式とは、配水管の有圧を利用し給水装置の末端給水栓まで給水する方法。

2. 受水槽式

受水槽式とは、配水管から水道水を一旦受水槽へ入れ、加圧装置等で給水栓に間接的に給水する方法であり、次の各号に該当する場合は受水槽式にすることを原則とする。ただし、協議により直結式にできる場合もあるが、事前に管理者と協議すること。

- (1) 3階建以上の集合住宅等の建築物のうち、3階部分以上に給水する場合。
- (2) 一時的に多量の水を使用する場合や使用水量の変動が大きく配水管に水圧低下をきたすおそれがある場合、又は常時一定水圧を必要とする場合。
- (3) 災害時や事故時等による水道の断減水時においても最小限の給水を必要とする場合。（例：病院、学校などの市指定避難施設、滞在型老人福祉施設、宿泊施設、飲食店、コインランドリー等）
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要とする場合。

第2章 給水装置の設計

給水装置の設計は、第1章第4節「給水装置の構造及び材質の基準」をもとに、必要な基準を以下に定める。

第1節 調査

調査は、給水装置の設計における重要な基礎となることから、事前資料調査、現地調査を念入りに行うこと。本市で交付している戸番図等は参考図であり現地状況を確定したものではないため、図面と現地が異なっている場合、現地優先とし、必ず現地状況を確認した上で設計を行うこと。

第2節 設計要領

給水装置の設計は、現地調査から給水方式の選定、口径、図面の作成及び、工事費の算出までをいい、衛生面及び経済面に多大な影響を与えるのであらゆる面から総合的に検討を行い、次に挙げる諸条件を備えること。

1. 配水管から分岐し、1つの敷地内に引き込める給水管は1箇所を原則とする。
ただし、給水装置を設置する敷地が広大地等の理由により、複数本を敷地内に引き込むことが合理的と認められる場合は、管理者と協議のうえ設置することができる。
2. 給水装置の規定水圧は、0.98MPaとする。
3. 給水装置全体が所要水量を満たし得るものであり、必要以上に過大にならないこと。
4. 給水装置及び配水管には、水撃作用によって管に損傷を与えるような特殊器具を直結しないこと。
5. 凍結、電食、腐食及び温度変化、又は振動などを受けるおそれのある箇所には適切な防護装置を施すこと（保護・保温・振れ止め等）。露出管も同様とする。
6. 給水管内の水が停滞し、死水が生じるおそれのある末端部には排水装置を設けること。
7. 給水装置に上水以外の水管（井水管等）を接続しないこと。
8. 給水装置における主管の最小口径は20mmとする。また、量水器筐は最小で20mm用のものとする。
9. 量水器上流側の給配水管は、家屋及びその他の構造物の下に布設しないこと。
10. 井水等の自家水から上水に切替える場合は、既存給水管に0.98MPaの水圧を5分間かけ耐圧確認を行うこと。その結果により、既存給水管の改造も含め設計すること。
11. 既設埋設物及び構造物と給水管の離れは0.3m以上とする。困難な場合は、管理者と協議すること。
12. 給水管が水路や道路側溝等の構造物を横断する場合は、原則、下越により布設すること。また、構造物の幅が1.0m以上ある場合は鞘管を使用すること。使用する鞘管には、HIVPあるいは鋼管（SGP-VD）等の適切な材料を使用すること。ただし、構造的に下越しが困難な場合は、その管理者と協議し、工法決定すること。

13. 給水管の取出し工事に伴う舗装の復旧費用は申込者の負担となるため、舗装の仮復旧及び本復旧費を含む設計とすること。
14. 配水管から分岐し、使用できる給水管の本数は、次表を参考とするが、使用する給水用具までの損失を考慮し、所要水量を十分得られる口径とすること。また、管末部付近から分岐する場合は、特に注意すること。

分岐可能本数表

取出管口径(mm) 配水管口径(mm)	13	20	25	30	40	50	75
20	2						
25	4	2					
30	7	4	2				
40	11	6	3	2			
50	20	10	6	3	2		
75	54	27	15	7	5	3	
100	107	53	29	15	10	5	2

※配水管（給水管）がループ形状の場合には、上記の本数（戸数）を2倍した値までとする。

15. 量水器口径は次表の水栓数により決定する。

量水器口径(mm)	13	20	25	30	40	50～100
水栓数	7栓以下	14栓以下	24栓以下	35栓以下	(参考) 45栓以下	(参考) 46栓以上
※水理計算により算出						

※台所用湯沸し器、洗浄機能付トイレ、家庭用食器洗浄器等で時間当たりの使用水量が少量の器具や火災時のみに利用するスプリンクラー等は上記の水栓数に含まないが、特殊器具を接続する場合は管理者と協議すること。

※水栓数が36栓以上（量水器口径40mm以上）になる場合においては、同時使用率を考慮した水理計算を行い、使用水量に見合う量水器口径とすることができる。

16. 一般住宅に受水槽を設置する場合の量水器口径は最小20mmとする。
17. 受水槽方式により給水を行う場合は、第5章参考・第3節・受水槽設置基準により設計すること。
18. 既設給水装置を利用する改造において、老朽化しているものは将来の維持管理を考慮し次の事項に留意し設計すること。

- (1) 既存状態において、止水栓（筐）が不明や当初から設置されていない場合は、新たに止水栓（筐）を申込者負担により設置すること。ただし、止水栓（筐）が既存するが

老朽化による不具合が判明した場合は、申込者が設置し、その時の材料は管理者が支給する。また、判断が難しい場合は、写真等により管理者と協議すること。

(2) 乙止水栓から丙止水栓（不凍バルブ）までの埋設管が、塩化ビニル管、又は老朽管であることが判明した場合は、ポリエチレン管（PE）に布設替えること。布設替えが難しい場合は、管理者と協議すること。

(3) 量水器筐を再利用する場合は、経年劣化等による量水器筐（蓋）のひび割れ等の状況を確認し、劣化が認められる場合は本仕様書を準拠し新たな量水器筐を設置することが望ましい。また、判断が難しい場合は、写真等により管理者と協議すること。

19. その他、疑義を生じるおそれのある場合は、事前に管理者と協議すること。

第3節 主要材料

給水装置の性能基準は、水道法16条の規定による構造及び材質の基準（水道法施行令第5条・厚生労働省令第14号）を満足させるものでなければならない。この条件を満足させるため、日本水道協会規格品（JWWA）及び日本工業規格品（JIS）であるものを使用すること。ただし、配水管の分岐部から水道メーター下流側接続部までの間は、老朽化などの自然漏水の場合において、管理者の修繕範囲（市管理部分）となることから、給水管及び給水用具の構造及び材質は、管理者が規定するものを使用すること。

1. 市管理部分に使用する規定材料は次表のとおりとする。

分類	品 目	口 径	規 格	摘 要
管	ポリエチレン管（PE）	20mm～50mm	JIS K6762	1種二層管
	ポリエチレン管（HPPE）	50mm～150mm	JWWA K144	融着接合方式（EF）
	ダクタイル鋳鉄管（GX）	200mm～400mm	JWWA G120	内面エポキシ樹脂粉体塗装
継手	ポリエチレン管継手（PE）	20mm～50mm	JWWA B116	青銅鋳物製鉛除去型 ※KMP型同等品
	ポリエチレン管継手（HPPE）	50mm～150mm	JWWA K145	融着接合方式（EF）
	ダクタイル鋳鉄異形管（GX）	200mm～400mm	JWWA G121	内面エポキシ樹脂粉体塗装
弁 類	サドル付分水栓	20mm～50mm	JWWA B117・B136	ボール式 ※KMP型同等品
	止水栓（乙）	20mm～50mm	第5条規格	青銅鋳物製鉛除去型（ボール式） ※KMP型同等品 ※給水管用
	仕切弁	30mm～50mm	第5条規格	青銅鋳物製鉛除去型（右開・キーボックス型） ※KMP型同等品 ※公道内用
	仕切弁	75mm以上	第5条規格	ソフトシール型（右開・キーボックス型）
	止水栓（丙） （伸縮型・水抜き付）	13mm～25mm	第5条規格	青銅鋳物製鉛除去（蝶ハンドル・ボール型） ※KMP型同等品
	消火栓	75mm	第5条規格	地下式（右開・キーボックス型）※旧栗野地区左開
	消火栓用補修弁	75mm	第5条規格	
その他	止水栓筐（宅内用）	75mm	第5条規格	樹脂製鋳鉄青蓋型（伸縮型・蝶番式） ※止水栓20mm～25mm用

止水栓筐（宅内用）	100mm	第5条規格	樹脂製鋳鉄青蓋型（伸縮型・蝶番式） ※止水栓 30mm～40mm 用
止水栓筐（宅内用）	150mm	第5条規格	樹脂製 鋳鉄蓋（固定型・鍵穴式） ※止水栓 50mm 用
仕切弁筐（道路用）		第5条規格	超浅層～通常埋設型（小・中・大型） T-25 内ねじ式・鹿沼市章入り
量水器筐	20mm～40mm	第5条規格	耐寒樹脂製蓋・鋳鉄製蓋 ※各口径用 ※鹿沼市章入り
大口径用量水器筐	50mm 以上	第5条規格	樹脂製蓋・鋳鉄製蓋 ※各口径用
消火栓用筐	600mm	第5条規格	丸型形状・鋳鉄製蓋・鋳鉄、レジコン製枠 ※鹿沼市章入り

※宅地分譲地内の配水管にφ50mmを使用する場合は、PE管かHPPE管の選択が可能。

2. 宅地内に使用する主な材料を参考として次表に掲げる。また、受水槽以下においても使用する材質及び器具はこれに準ずること。

分類	品目	口径	規格	摘要
管	ポリエチレン管（PE）	20mm～50mm	JIS K6762	1種二層管
	ポリエチレン管（HPPE）	50mm～150mm	JWWA K144	融着接合方式（EF）
	架橋ポリエチレン管（XPEP）	13mm～20mm	JIS K6787	保温材は厚10mm以上
	ポリブチレン管（PBP）	13mm～20mm	JIS K6792	保温材は厚10mm以上
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	15A～150A	JWWA K116	VD・VB・VD
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	15A～100A	JWWA K132	PD・PB・PD
	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）	13mm～100mm	JIS K6742	TS・RR接合 ※一般住宅には使用不可。ただし、仮設等の一時的な利用の場合に限り使用できる。
継手	ポリエチレン管継手（PE）	20mm～50mm	JWWA B116	青銅鋳物製鉛除去型 ※KMP型同等品
	ポリエチレン管継手（HPPE）	50mm～150mm	JWWA K145	融着接合方式（EF）
	架橋ポリエチレン管継手（XPEP）	13mm～20mm	JIS K6788	
	ポリブチレン管継手（PBP）	13mm～20mm	JIS K6779	
	ライニング鋼管用管端防食方継手	15A～100A	JWWA K150	
	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手（HIVP）	13mm～100mm	JIS K6743	TS・RR接合 ※一般住宅には使用不可。ただし、仮設等の一時的な利用の場合に限り使用できる。
弁 栓 類	ストップバルブ	20mm～40mm	第5条規格	150ポンドジス入りねじ込み玉型弁
	スリースバルブ	20mm～40mm	JIS B2011	青銅製 0.98Mpa ねじ込み型仕切弁
		50mm～100mm	JIS B2062	青銅製 0.98Mpa フランジ型仕切弁
	逆止弁	13mm～30mm	第5条規格	青銅製 0.98Mpa ねじ込み型

逆止弁	40mm～100mm	第5条規格	FCD0.98Mpa ナイロンコーティング型
ボールタップ	13mm～25mm	第5条規格	

第4節 分岐基準

配水管からの分岐は、次の基準により施工すること。

1. 給水管を分岐できる配水管の口径は、350mm以下を原則とするが、分岐予定箇所付近の配水管がこれによらない場合は、管理者と協議すること。
2. 分岐する給水管の最大口径は、配水管より1サイズ以下の口径を原則とするが、同径分岐が必要となる場合は、管理者と協議すること。
3. 分岐する給水管の最小口径は、20mmとする。
4. 分岐器具（サドル付分水栓、チーズ）を取付ける間隔は、水道法施行令第5条第1項第1号の規定により、中心間距離で0.3m以上の間隔を確保すること。ただし、割T字管（T字管）で分岐する場合は、1.5m以上の間隔を確保すること。
5. 管末付近から分岐する場合は、末端から1.0m以上離れた場所より分岐すること。
6. 異形管には、分岐器具を取付けてはならない。
7. サドル付分水栓を使用し分岐する場合は、配水管に内圧がある状態で施工をすること。
8. 分岐する配水管の管種に対応する穿孔機を使用すること。ホールソー型を使用した場合は、切片確認すること。また、H P P E管への穿孔は、押切タイプのホールソー型キリを使用すること。
9. 鋳鉄管を穿孔し分岐器具を取り付ける場合は、密着コアを挿入すること。
10. サドル付分水栓を電食等から保護するため、防食フィルムで全体を覆うように設置すること。
11. 圧着機を使用し止水したうえで異形チーズを設置した場合は、必ず圧着箇所を筒型ソケット等により補強すること。
12. 分岐器具の取付区分は原則、次表のとおりとする。

分岐管口径 配水管口径	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm以上
25mm	異形チーズ					
30mm	異形チーズ					
40mm	サドル付分水栓※	異形チーズ				
50mm	サドル付分水栓		異形チーズ			
75mm	サドル付分水栓					
100mm以上	サドル付分水栓					T字管類

※配水管種がH I V Pの場合は異形チーズを使用すること。

13. 宅地分譲を行う場合の配水管の施工は別に定める「鹿沼市配水管工事標準仕様書」を準拠すること。

第5節 バルブ類設置基準

バルブ類は、次の基準により設置すること。

1. 乙止水栓及び乙制水弁は、官民境界から1.0m以内、かつ維持管理に支障をきたさない場所を選定し設置すること。ただし、敷地条件により官民境界から1.0m以内に設置困難な場合は事前に管理者と協議すること。
2. 分岐箇所から給水装置までの距離（別公道経由や進入路等）が長い場合は、第二乙止水栓（乙制水弁）の設置について管理者と協議すること。
3. 止水栓筐は、原則、下流側から蓋を開閉できるように設置すること。
4. 口径25mm以下の量水器を設置する場合は、量水器上流側に丙止水栓（不凍タイプ）を設置すること。
5. 口径30mm以上の量水器を設置する場合は、量水器下流側にバルブを設置すること。
6. 特殊器具を接続する場合は、その器具の上流側にバルブを設置すること。
7. 階上に分岐する立上管には、修繕や改造工事に備え、上流側にバルブを設置することを原則とするが、構造上バルブ設置が困難な場合は管理者と協議すること。

第6節 量水器（筐）設置基準

量水器（筐）は、次の基準により設置すること。

1. 量水器は、一建物につき一量水器での使用を原則とする。ただし、同一敷地内で生活形態のない別建物（トイレのみ等）へ給水する場合はこの限りでない。
2. 同一敷地内に、母屋と離れ等の別々の建物双方に独立した生活様式がある場合は、それぞれの建物に量水器を設置すること。
3. 直結方式による集合住宅には、各戸に量水器を設置すること。
4. 受水槽方式による集合住宅の場合においては、受水槽上流側に集中（親）量水器を設置して検針する方法、又は各戸に量水器を設置して検針する方法のいずれかを選択することが可能だが、後者の場合は受水槽上流側にも参考用として市が貸与する量水器（未検針）を設置すること。
5. 次の各号に該当する場合は、一建物であっても複数の量水器を設置することができる。
 - (1) 通年的な使用と限定的な使用とに使用形態が別れる場合。（校舎とプールなど）
 - (2) 直結方式の一般住宅で、建物内から往来のできない階別に独立した生活形態（2世帯住宅等）である場合。
6. 量水器（筐）は、公衆の用に供する道路に設置してはならない。
7. 量水器（筐）は、検針及び維持管理が容易にでき、外傷や衝撃等により異常や破損が生じない場所、かつ官民境界から給水管の延べ延長で2.0m以内に設置すること。ただし、敷地条件により官民境界から2.0m以内に設置が困難な場合は、給水装置管理誓約書の提出により管理区分を変更するが、申請者の負担が増えることから十分な協議を行うこと。
8. 完成検査時において管理者が敷地条件等に制約が無く設置可能と判断した場合は、指

定業者に本基準に適合するよう是正施工、あるいは給水装置管理誓約書の提出を求める場合がある。

9. 量水器筐は、申込者の管理（財産）であるため、車両等からの外圧を受けるおそれのある場所に設置する場合は、鉄製蓋の量水器筐を設置することが望ましい。将来の維持管理を考慮し、指定業者は申込者と十分な協議をすること。
10. 量水器の設置深度は次表のとおりとする。

量水器口径	設置深度
13mm～40mm	0.3m～0.5m以内
50mm以上	0.5m～0.6m以内

※埋設深度は量水器筐内の管頂。

第7節 その他の設置基準

その他の設置基準は次のとおりとする。

1. 管の埋設深度は次表のとおりとする。

口 径	公 道 内	宅 地 内
13mm～40mm	0.85m～1.20m以内	0.45m～0.60m以内
50mm以上	(0.60m～1.20m以内)	0.60m～1.00m以内

※（ ）は歩道内の埋設深度。また、埋設深度は管頂。

2. ヘッターを使用し宅内分岐する場合は、点検に支障の出ないよう取付位置を考慮すること。また、給水管部に給水先を明示するとともに、振れ止め防止の処置を行うこと。
3. その他、使用する器具が独自の施工方法等による場合は管理者と協議すること。

第3章 給水装置工事

設計図面は、給水する家屋等への給水管の布設状況等を図示するものであり、工事施工の基礎や維持管理の必須資料となることから、明確かつ容易に理解できるものとし、次の各号により作成すること。

第1節 給水装置工事申込書の作成

1. 申込書（表面）

- (1) 給水装置工事の申込書は、管理者指定の設計用紙（上質A4版・長期保存に適したもの）により作成すること。また、規模の大きい建築物の場合は、上質A3版で複数枚に分けて作成してもよい。これを超える用紙となる場合は、事前に管理者と協議すること。
- (2) 給水装置の設置場所は、住居表示に基づく町名、番地とすること。また、敷地が複数の筆に分かれている場合は、量水器を設置する場所を申込地住所とすること。
- (3) 申込者住所は、建築主の現時点の住所又は建築業者、不動産業者等とする。集合住宅等で申込者住所と設置場所住所が違ような場合は、特に注意すること。
- (4) 申込者氏名において、個人の場合で本人自署の場合は押印不要とするが、本人が自署しない場合は記名押印すること。法人の場合は記名押印とする。申込にあたり加入金等の権利の取り扱いがあることから、決して指定業者が代筆または、押印処理をすることが無いようにすること。
- (5) 建築物等が共有名義となる場合の申込者名は、代表者1名を申込者とすること。
- (6) 指定業者名、商号、代表者氏名、代表者印は、管理者（市）に登録のあるものを使用すること。また、申込に係る給水装置主任技術者と確実に連絡のつく電話番号を記入すること。
- (7) 材料表（公道分、量水器周、宅地内）は、使用する材料及び数量を明確に記入すること。

2. 設計図（裏面）

- (1) 設計図に使用する記号は給水装置設計表示記号を用い、管種及び口径の表記単位は、延長はm、口径はmmをもって表示すること。
- (2) 設計図に記入する線と文字、色分類は次のとおりとする。
 - ①敷地図、建築物等、既設の配水管及び給水管、また井戸水等の自家水配管（井戸ポンプ等）は、実線黒色で記載する。
 - ②新設する給水装置（特殊器具を含む）は、実線赤色で記載する。
 - ③受水槽及び給湯器具以下の二次側配管等は、実線青色で記載する。**ただし、平面図においては、受水槽及び給湯器具以下の二次側配管の記載は省略することができる。**
- (3) 平面図には、次に掲げるものを図面の上が北方向になるよう記載すること。
 - ①給水装置の他に、分岐する配水管の位置、管種、口径、隣接する道路、敷地図

(駐車場等の土地利用計画図)、建物(間取り)

②給水管の分岐位置、止水栓及び水道メーターの取付位置についてオフセットを記入し、その位置を明確にすること。

- (4) 立面図は、給水装置(給湯器等特殊器具の二次側含む)のみを対象とし、概ね45度の傾斜で、縮尺は現実の寸法に関係なく判別しやすいように表記し、各箇所に使用する管や水栓の種類、口径及び防護の方法等を記入すること。
- (5) 建築確認の階高と給水装置の最上階高が異なる場合は、【○階給水なし】と記入すること。
- (6) 同一敷地内で井戸水等の自家水と併用し使用する場合には、混同を避けるため、井戸水等の自家水配管経路(井戸ポンプ等)を記載すること。
- (7) 受水層式による場合は、計画水量計算書(任意様式)及び、受水槽以下の給水設備に関する図書等の写しを参考資料として添付すること。
- (8) 自家水(井戸等)から上水へ切替える場合は、事前耐圧確認(0.98MPa/5分間)を行った状況写真を添付すること。

第2節 給水装置工事の申込

- 1. 給水装置工事の申込は、次の各号により適切に行うこと。
 - (1) 申込者から工事の依頼を受けた指定業者は、速やかに給水装置工事の申込を行うこと。無届で工事着手した場合は処分の対象となる。
 - (2) 申込業務は、工事を把握し、管理者の質問等に明確に答えられる給水装置工事主任技術者がこれに当たること。
 - (3) 給水装置工事申込における工事は、1栓以上の給水用具を設置すること。ただし、宅地分譲申込の場合はこの限りではない。
 - (4) 前申込の完成検査が完了していない場合は、次申込を受付けない。前申込(1栓申込)と本申込(建物建築)が同一業者による場合も、次申込の受付をしないこととし、従来から変更となるため注意すること。また、1栓申込の完成検査時に宅内配管に着手していることが発覚した場合は、処分の対象となる(未申込工事の防止)。
 - (5) 管理者(市)発注の配水管布設工事中に給水装置工事を申込する場合は、配水管(本管)の水圧試験合格後に分水することが望ましいが、本管施工と同時に分水する場合には給水管も含めて水圧試験を行うことになるので、管理者と事前に協議すること。
- 2. 申込に伴う主な添付書類は次の各号のとおりとする。
 - (1) 位置図は、設置場所を中心とし、周辺地域の状況が把握できるよう住宅地図等の写しをA4判で提出すること。
 - (2) 計画工程表
各工種計画を記載すること。

(3) 建築確認済証の写し

違法建築を調査確認するため、**給水工事完成検査までに建築確認済証を提出すること。提出は、建築確認済証の写しのみ提出すること。(第1面から第3面までの提出は不要とする。)**また、**給水工事完成検査までに建築確認済証が提出されない場合、完成検査を行わない又は給水を停止する場合があるため、提出漏れには留意すること。**なお、建築確認を必要としない区域や建築物は必要としない。

3. その他の添付書類

その他、必要な添付書類は下記のとおりとする。また、申込内容により必要な添付書類が異なることから、別に定める様式を確認し、管理者と協議すること。

(1) 道路占用図 (1部)

公道に埋設された配水管から新たな給水管を設置する際に、道路管理者の許可を得るためのもので、下記事項を記載すること。

①位置図

市内域が明確に分かる地図に、工事箇所を赤色で印をしたもの。

②平面図

道路現況幅員(歩車道幅員、側溝等の構造物)の測量を正確に行い、平面図を作製し、配水管(青色実線)と新たに分岐する給水管(赤色実線)を明示し、掘削部(仮復旧)と本復旧部を記載すること。また、占用する道路が国県道の場合は、同様に横断図も作製すること。

③土工断面図(仮復旧)

管の埋設深度や復旧(埋戻)厚を仮復旧の舗装構成に基づき記載すること。

④本復旧断面図

本復旧の舗装構成に基づき記載すること。

⑤保安施設図 ※国県道の場合のみ提出

工事時の道路交通誘導状況が分かるもの。

⑥道路現況写真(※2部、直近時期に撮影したもの)

3方向から撮影したものに配水管及び給水管を記載すること。

⑦工程表 ※国県道の場合のみ提出

配管工程のほか、仮復旧及び本復旧工程を記載すること。

(2) 土地・家屋使用承諾書(給水条例第5条第2項関係「様式第2号」)

給水装置工事の施工に関し、土地や家屋の所有者が申込者以外の場合は、土地や家屋の使用承諾を得ること。

(3) 給水装置分岐承諾書(給水条例第5条第2項関係「様式第3号」)

管理者(市)管理以外の給水管(共同管等)より分岐する場合は、その所有者全員から分岐の承諾を得ること。ただし、引越等の理由により現在の居住地が不明な所有者がいる場合は、管理者と協議すること。

(4) 給水装置管理誓約書

敷地条件等によりやむを得ず、量水器（筐）を本仕様書の基準範囲外の位置に設置する場合。

(5) 管理人選定届

受水槽方式により給水を行う場合において、給水装置を供用する場合（受水槽管理者の選定）。

(6) 直結給水方式による誓約書

受水槽方式による給水が寄り難く、やむを得ず直結給水方式にする場合。

(7) その他、管理者が求める書類

※注意事項

承諾書、届出書については、将来的なトラブルを未然に防止するため、当事者間で納得のうえ行い、必ず承諾者（所有者）本人が自署したものを提出すること。決して第三者が代筆しないこと。

4. 給水装置工事の承認期間等

(1) 給水装置工事の承認日数

受付を完了した日から1週間程度とする。ただし、井戸涸れ等の緊急を要する場合は、管理者と協議すること。

(2) 工事着手期間（道路管理者の許可が必要なもの）

道路工事に着手できる期日は下記のとおりとする。また、下記の日数は申込内容等に不備がなく受付を完了した日（承認日）のことをいい、申込手数料納付日（受付日）とは異なる。

①国県道

承認日から3週間程度

②市道

承認日から2週間程度

5. 手数料等の納入及び還付

(1) 申込手数料は、給水装置工事申込書の提出に併せ納入すること。

(2) 加入金及び検査手数料は、設計審査（承認）後に納入すること。分岐工事及び量水器出庫は加入金の納入確認後とする。

(3) 申込手数料の還付は行わない。

(4) 加入金及び検査手数料の還付は、原則、分岐後は行わない。ただし、分岐後であっても量水器の出庫前で、申込物件の給水装置の規模の縮小等やむを得ない理由による量水器の口径減や申込の取下げにより申込者の負担で分水止めを行い、本復旧を行う場合は状況に応じ認める場合もある。なお、分譲地申込の場合は、本検査前（舗装新設前）までとする。

(5) 還付たる理由が発生した場合は、所定の手続きを行い還付となるが、還付金は申込した指定業者に還付し、指定業者から申込者へ返金することとなるので、トラブルの発生がないよう注意すること。

(6) 改造工事により、量水器口径を減径する場合、加入金の差額は還付しない。

第3節 給水装置工事の施工

給水装置工事の実施は、必ず管理者の承認及び加入金を納入、並びに道路管理者及び交通管理者の許可を得た後、次の各号により安全かつ丁寧に施工すること。許可を得ずに施工した場合、処分の対象となる。

1. 掘削工

- (1) 事前に地下埋設物の位置等について調査し、必要に応じ試掘を行うこと。
- (2) 舗装面の掘削は、舗装厚さ及び種別に適した舗装版切断機を使用し、周囲は方形に切取ること。
- (3) 掘削は、溝掘り又はつぼ掘とし、えぐり堀等はしないこと。
- (4) 当日中に埋戻し及び仮復旧ができる程度を目途に施工を行うこと。
- (5) 第2章・第7節の埋設基準により掘削を行い、瓦礫等を取除き不陸のないように床付面を仕上げる。また床付面を乱した場合は、床付転圧を行うこと。

2. 残土処理工

- (1) 残土の処分は、現場付近の通行等の妨げにならないよう速やかに搬出し、適切な場所に処分すること。
- (2) 土砂とアスファルト殻及びコンクリート殻等の産業廃棄物は適切に区分し処分すること。

3. 埋戻工

- (1) 布設した水道管は保護のため、必ず良質な山砂等で巻立てること。巻立て厚は、敷砂 $t = 10 \text{ cm}$ 、管上 $t = 15 \text{ cm}$ とする。分水時に露出させた配水管においても同様に必ず山砂等で保護すること。
- (2) 敷砂厚及び管上砂厚の写真撮影をすること。また、スケール及び黒板等を用いて寸法確認ができるよう撮影すること。
- (3) 埋戻しに伴う各層の厚さは、道路種別により異なることから、別表1道路別断面一覧表を参照し工事すること。
- (4) 路盤材は、切込碎石（クラッシャーラン）径 $0 \sim 40 \text{ mm}$ を使用し施工すること。
- (5) 路盤工の仕上がり厚は、下層路盤工・上層路盤工ともに1層あたり 15 cm を超えないこと。また、転圧機等により十分締め固めること。
- (6) 道路縦断方向へ水道管を埋設した場合に限り、路床部埋戻しに発生土を使用することを認めるが、埋戻しをする場合は、異物（玉石等）の混入を避けた良質で適当な粒度のものを使用すること。

※良質土とは、従前の道路路盤材等の礫質（礫の混入率が 50% 程度）のもので、粘性土や砂質土は使用できない。

- (7) 層毎に転圧及び仕上り状況の写真撮影をすること。また、スケール及び黒板等を用いて寸法確認ができるよう撮影すること。

(8) 宅地内の埋戻材は、発生土による埋戻を原則とするが、異物（玉石等）の混入は避けること。

4. 舗装工

(1) 仮復旧は、掘削日当日中に瀝青系舗装材料により行うこと。

(2) 本復旧を施工するまでの期間、指定業者は工事箇所を巡回し、路面沈下等の不良が生じたときは、直ちに補修を実施し、安全かつ円滑な交通を確保すること。また、水道管理者及び道路管理者等から同様の指示があった場合も、直ちに補修を実施すること。

(3) 自然転圧期間

本復旧は下記の期間を経たのち、瀝青系舗装材料（加熱混合物）により、既設舗装面との取付部分に、余盛等の段差が生じないように平滑に仕上げること。

①国県道 仮復旧施工日から最短3箇月後

②市道 可能な限りの期間経過後

※道路管理者から期間の指示があった場合は、それに従うこと。

(4) 舗装乳剤（プライムコート、又はタックコート）を均一に散布すること。散布にジョウロなどを使用した場合、路盤を乱さないよう留意し、均一に広げること。また、縦継目、横継目及び構造物との接合面にも薄く散布すること。

(5) 1層の仕上がり厚さは、7cmを超えないように施工すること。また、混合物を分離させないように注意し、転圧機により十分締め固めること。

(6) 乳剤散布中の状況及び散布完了時、さらに舗装材料の敷均し状況及び舗装の仕上り状況を写真撮影すること。

(7) 給水装置工事完成届に伴う提出資料において、上記各号の規定に関する内容が確認できない場合や道路管理者からの指摘があった場合は、施工のやり直しとなる。

(8) 舗装本復旧は、給水装置の工事完了検査前の施工が望ましいが、施工工程の調整が難しい場合、舗装本復旧完了期日届の提出により本復旧実施前に給水装置のみの工事完了検査を受けることができる。その場合の自然転圧期間は、特に管理者からの指示がない場合は仮復旧実施日から最長で4箇月以内とする。

(9) 舗装本復旧完了期日届の提出に基づき、後日、本復旧が完了した際は速やかに工事関係写真を提出すること。また、関係写真は所定（工程表）の期間内に提出すること。舗装本復旧完了期日届に記載した期間内に本復旧工事の実施及び完了写真の提出がない場合、処分の対象となる。

5. 区画線工

本復旧において区画線を施工する場合は、溶融式を使用すること。

6. 賠償の義務

給水装置工事に起因して管理者及び第三者に損害を及ぼしたときは、指定業者がその損害を賠償すること。

第4節 工事完成検査

本基準に適合したものであるかを判断するための工事完成検査には、工事を施工した給水装置工事主任技術者がこれに立会うこと。また、検査は完成図等の書類の確認及び現地の測量等とし、次の各号について行うものとする。

1. 提出書類

- (1) 給水装置工事完成届
- (2) 分岐状況表
- (3) 給水装置工事竣工図
- (4) 給水装置管理誓約書※1
- (5) 舗装本復旧完了期日届※2

上記(4)及び(5)に関しては当初申請上で判明している場合はもとより、完成検査時に追加で提出させる場合がある。

※1 (4)は完成検査時に管理者が届出を必要と判断(現地状況を鑑み、設置可能)した場合についても提出する。

※2 (5)は給水装置工事の完了検査受検希望日と舗装本復旧の施工工程の調整が困難(自然転圧期間を設ける等)であり、本復旧が遅延する場合に提出する。

2. 提出写真

(1) 分岐状況

分水器具の取付、分水施工状況、防食フィルム取付、給水管の洗管(放水)状況、給水管土被り測定、切片除去、密着コア挿入状況写真等

(2) 道路埋戻し状況

埋戻し各層毎の状況写真

(3) 舗装仮復旧、本復旧状況

乳剤散布、各層毎の転圧、完成状況写真

(4) 宅地内埋設状況

給水主管の土被り測定写真

(5) バルブ類設置状況

止水栓(筐)、不凍バルブ及び量水器(筐)、階上バルブ(筐)等の設置状況写真

(6) 建物内配管状況

ヘッター等取付状況写真(振れ止め材等、建物内取込み状況)

(7) 水圧(加圧)計測状況

水圧テストポンプで、0.98MPaを5分間加圧した状況写真

(8) その他

特殊な施工を行った場合。(井水等の自家水から上水へ切替えた場合の切替状況、分水止状況、受水槽設置状況、特殊器具等)

第5節 瑕疵

指定業者は、責任期間が経過する前に次の各号による瑕疵に対する修繕の請求があった場合は、迅速かつ誠実に応じ、修繕に要した費用は指定業者が負担すること。

瑕疵の修繕責任及び責任期間

- (1) 漏水及び出水不良等の給水装置に関わるもの
検査合格の日から1箇年とする。
- (2) 路面沈下等の水道工事復旧跡に関わるもの
検査合格の日（本復旧完了日）から、国県道においては2箇年、市道においては1箇年とする。

第4章 宅地分譲

分譲地における給水は、戸建住宅の給水とは異なり、まとまった量の給水が見込まれることから、事前に管理者と協議すること。

第1節 図面及び書類等

1. 申込は給水装置工事申込書にて行う。
2. 配管・継手作業に従事する者の施工資格の証明書または資格証の写しを添付すること。
3. 宅地分譲が開発行為に係る場合は、開発許可証の写しを添付すること。
4. 消火栓の設置がある場合は、消防協議済証の写しを添付すること。
5. 位置図は市内域が明確に分かる地図に工事箇所を記入すること。
6. 平面図は隣接地の状況が分かるものとし、配水管及び給水管、排泥管、弁栓類等の設置位置、および管種、口径、延長を記入すること。また、污水管、雨水管、ガス管等の埋設管及び雨水浸透層がある場合は水道平面図とは別に各種埋設物が記入された全体平面図も提出すること。
7. 配管図は布設する水道管の材料及び継手状況が分かるよう管記号を用いて作成し、管種、口径、延長を記入すること。
8. 土工断面図は各埋戻材の材料及び層厚、土被り状況が分かるように作成すること。
9. 道路の幅員構成別に各種埋設物の状況が明確に分かる標準横断面図を作成し、各種埋設物間の水平距離（オフセット）を記入すること。
10. 開発道路内雨水浸透槽と配水管及び給水管は平面交差しないこと。やむを得ず平面交差する場合は、構造等を管理者と協議すること。
11. 申請後において、計画が変更になった場合は速やかに協議を行うこと。

第2節 設計及び施工

宅地分譲地内に埋設する配水管の設計及び施工は、別に定める「配水管工事標準仕様書」を準拠すること。

第3節 宅地分譲完了検査

本基準に適合したものであるかを判断するための工事完了検査には、工事を施工した給水装置工事主任技術者がこれに立会うこと。また、工事検査は完成図等の書類の確認及び現地の測量等とし、次の各号について行うものとする。

1. 提出資料
宅地分譲完了における提出資料は、別に定める配水管工事標準仕様書を準拠すること。
2. 予備検査
 - (1) 舗装工事施行前までに、工事完成資料（竣工図、各種状況写真等）を提出し予備検査を受けること。
 - (2) 水圧検査は予備検査時に立会いのもと行うこと。

(3) 予備検査における指摘事項は、完成検査までに速やかに改善し、図面及び写真等により管理者に報告し再検査を受けること。

3. 完成検査

予備検査合格後に日程の調整を行い、完成検査を実施する。また、宅地分譲が開発行為に該当する場合の完成検査は、開発行為の竣工検査（合同検査）と併せて行う。

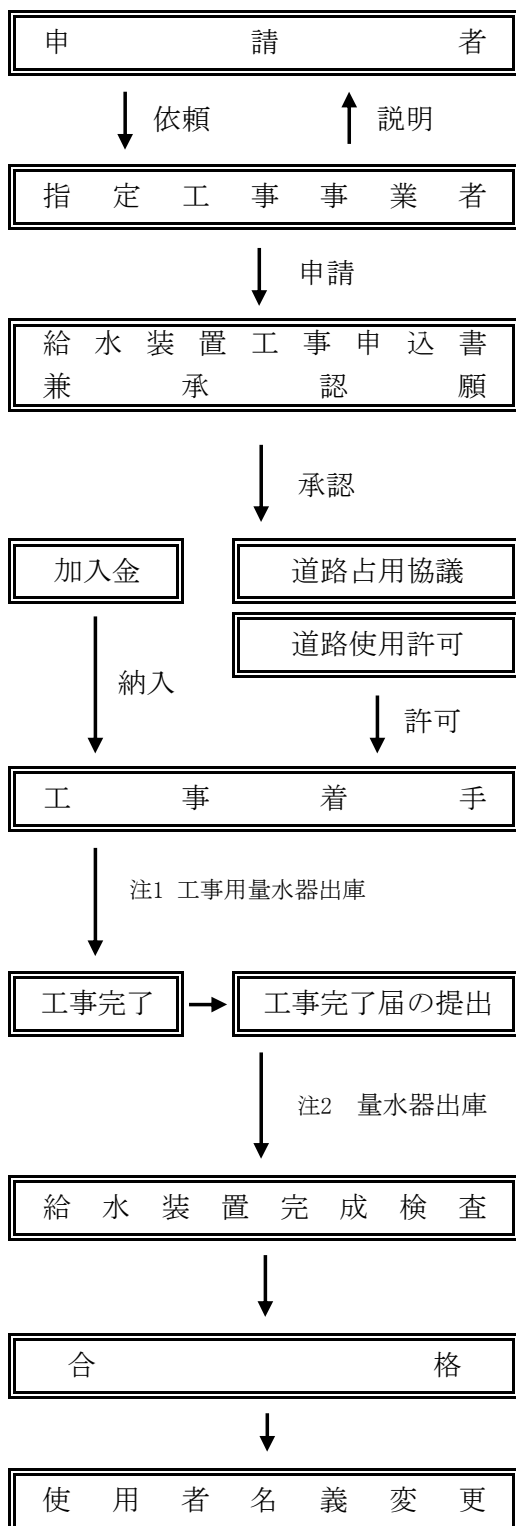
第4節 給水装置の帰属

公道及びこれに準ずる道路、開発行為による区画道路（帰属する道路）に埋設した配水管及び排泥管、各種弁栓類は工事検査合格後、原則、水道事業管理者に帰属承諾書の提出により管理移管すること。

帰属手続きを行わない場合は、漏水等すべての維持管理を所有者（申請者）が負うことになり、水道使用者及び道路施設等に被害を及ぼしているにもかかわらず所有者が維持管理を怠り、尚且つ管理者の再三の修繕通告を無視し放置した場合は、管理者が修繕を行い復旧に努めるが、その際かかった修繕経費は原因者である所有者へ請求する。

第5章 その他

第1節 給水装置工事の流れ



○事前調査・協議

○申請(申請手数料納付)

添付書類

・計画工程表・建築確認済証写し・道路占用図・その他必要書類

○水道部が道路管理者へ提出

○指定工事事業者が警察に提出

○加入金納入後に工事着手

○工事用使用者名義の決定

○完成検査の予約

給水装置工事完成届の提出
提出書類

・分岐状況表・各種状況写真・その他必要書類

注1 工事用として水を使用する場合の使用者名義は、指定工事事業者又は、住宅メーカー(工務店等)とする。また、工事用使用者からの名義変更は、完成検査合格後でなければ変更はできない。

注2 工事完了に伴い量水器を出庫したものは、量水器出庫日から7営業日以内に完了検査を受けること。その場合の請求先は使用者とするが、検査に合格したものに限り。

第2節 給水装置工事申込に係る納入金

給水装置工事申込に係る納入金等は下記のとおりとする。

1. 申込手数料

申込1件につき 700円

2. 水道加入金（消費税込）

量水器口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100
加入金額 (円)	¥66,000	¥148,500	¥297,000	¥517,000	¥792,000	¥1,375,000	¥3,300,000	¥8,580,000

3. 検査手数料

量水器毎につき 1,000円

ただし、分譲申請の場合は、1区画につき 1,000円

4. 加入金権利の考え方（参考）

例1)

現在φ13mmの量水器を使用していたが、改造によりφ20mmの量水器へ増径する場合
差額計算

(旧口径加入金) (新口径加入金) (差 額)
66,000円 - 148,500円 = △82,500円

よって、差額¥82,500円を納入する

例2)

現在φ13mmの量水器を2個使用していた2世帯の集合住宅を解体し、改造により
φ20mmの量水器へ増径し一戸建住宅にする場合
差額計算

(旧口径加入金) (新口径加入金) (差 額)
66,000円×2個 - 148,500円 = △16,500円

よって、差額¥16,500円を納入する。

例3)

現在φ30mmの量水器を使用していた事務所を解体し、改造によりφ20mmの量水器へ
減径し一戸建て住宅にする場合
差額計算

(旧口径加入金) (新口径加入金) (差 額)
517,000円 - 148,500円 = 368,500円

よって、差額加入金なし(還付金なし)

※新口径に応ずる加入金と旧口径に応ずる加入金の差額¥335,000円が残るが、加入金の還付は行わない。

例4)

現在φ13mmの量水器を4個使用していた4世帯の集合住宅を解体し、改造により

φ20 の量水器 1 個へ変更し一戸建住宅にする場合

差額計算

$$\begin{array}{rcl} \text{(旧口径加入金)} & \text{(新口径加入金)} & \text{(差額)} \\ 66,000\text{円} \times 3\text{個} & - & 148,500\text{円} & = & 49,500\text{円} \\ 66,000\text{円} \times 1\text{個余} & & & & \end{array}$$

よって、差額加入金なし(還付金なし)

注1：申込建物を建築した後、残る土地が広大であり、他の住宅等を建築できる広さがある(将来、親族が家を建てる等)。

→加入金権利を残すことができる。(加入金の余り¥66,000円(量水器単位)が残る。差額残は還付しない。)

注2：申込建物を建築した後、残る土地が狭小であり、他の住宅等は建築できない(将来計画もない)。

→加入金権利を残すことができない。加入金権利は世代を遡らない。その土地の権利は20mm分となり、再び増径をする場合は新口径に应ずる加入金と旧口径φ20mmに应ずる加入金の差額が必要となる。

第3節 受水槽設置基準

受水槽以下の給水設備は、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものではないため、受水槽以下設備の設置、構造に関しては、「建築基準法」に基づき必要な要件が定められている「建築基準法施行令」第129条の2「及び建築物に設ける飲料水の配管設備及び配水のための配管設備の構造方法を定める件」の規程を適用し、受水槽以下設備の設計、施工及び維持管理に当たっては、構造、材質上の安全を期すとともに有害な物が侵入、浸透して飲料水を汚染させないように配慮すること。また、受水槽以下の専用装置にあっても、本基準により施工をすること。

1. 保守点検

- (1) 受水槽の天井や底、又は周壁の保守点検は、外部から容易かつ安全にできるようにすべての面と建築物の他の部分との間に天井部100cm以上、その他は60cm以上の空間を確保すること。
- (2) 衛生上有害な貯溜又は処理に供する施設まで水平距離が5m未満の場合は受水槽の周囲に必要な空間を確保すること。また、衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、床版や外壁などと兼用しないこと。
- (3) 受水槽には、出入りが容易なマンホール(直径60cm以上)が設けられるが、その取付に当たっては、周囲より10cm以上高くし、受水槽内部の保守点検を容易にできるように、マンホールには足掛金具を取り付ける。また、外部から有害なものが入らないよう密閉式、二重蓋等の構造とし蓋は施錠できるものとする。
- (4) 受水槽は、槽内の水が滞留し停滞水が生ずることがないように流入口と揚水口を対称的な位置に設けるとともに、受水槽容量が大きなもの、導流壁を設けるなど水の滞

留を防ぐための措置を講じること。

- (5) 受水槽には、オーバーフロー管及び通気のための有効な装置を設けること。オーバーフロー管は、流入水量を排出できる管口径とし、流入口径の2倍とする。排水口は間接排水とし開口しておく。また、オーバーフロー管、通気装置とも金網などを取り付けること。但し2 m³未満の受水槽は通気装置を不要とする。
- (6) 水質保全のため、原則、消火用水槽と飲料水槽とは別水槽とすること

2. 受水槽の強度・耐水性

- (1) ステンレス製及びガラス繊維強化樹脂（FRP）製、その他堅固な材質のものを、水質の保全上、漏水及び汚染しないよう水密性を確保すること。ただし、一般家庭用の場合はこれに限らない。
- (2) FRP製を用いた場合、「FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準」として社団法人プラスチック協会により検査に合格した水槽「水槽照度：基準適合」の表示のあるものとする。

3. 有効容量

受水槽の有効容量は、計画使用水量計算により1日の最大使用水量を考慮し、受水槽容量及び水量を供給できる給水管の口径とし、事前に管理者と協議をすること。

- (1) 受水槽有効容量は、1日最大使用量の5/10とする。
- (2) 有効容量とは高水位面（H. W. L）より低水位面（L. W. L）の間とし、低水位面（L. W. L）については、揚水管底部から100 mmの位置とする。

4. 水激防止の処置

有効容量20 m³以上の装置については、ボールタップに波の影響を防止する処置を設けること。

5. 警報装置

受水槽には高低水位警報機を設け、故障の発見、受水槽からの越流防止のため、取付けるもので表示（ベルとランプ）できるようにする。

6. 明示の処置

給水管及び給水設備用配管には、ラッキング後に明示しなければならない。

第4節 道路別断面一覧表（別表1）

（仮復旧）

道路種別		表層工 (密粒 As)	路盤工 (RC 40)	備考
市道	A 歩道	3cm	25cm	路盤 10cm・凍上抑制層 15cm
	B 車道幅員 5m以下	5cm	40cm	
	C 5mを超える道路又は2車線道路	5cm	55cm	
	D 市道 (D) ※1	5cm	70cm	
国・県道	アスファルトコンクリート (A) ※2	5cm以上	70cm	路盤厚は表層の厚さを含む
	アスファルトコンクリート (B) ※3	5cm以上	50cm	〃
	歩道 (インターロッキング)	6cm・8cm	40cm	路盤厚は平板の厚さを含む
	歩道 (アスコン)	3cm以上	最低 20cm	路盤厚は表層の厚さを含む

（本復旧）

道路種別		表層工 (密粒 As)	基層工 (粗粒 As)	アスファルト 安定処理	不陸正整 補足材 RC40
市道	A 歩道	3cm			3cm
	B 車道幅員 5m以下	5cm			3cm
	C 5mを超える道路又は2車線道路	5cm			3cm
	D 市道 (D) ※1	5cm	5cm		3cm
国・県道	アスファルトコンクリート (A) ※2	5cm	5cm	7cm	3cm
	アスファルトコンクリート (B) ※3	5cm		7cm	3cm
	歩道 (インターロッキング)	6cm・8cm			砂 5cm
	歩道 (アスコン)	3cm以上			3cm

※1 市道 (D)

市道 0001 号線、市道 0004 号線、市道 0013 号線、市道 0014 号線、市道 0017 号線、市道 0018 号線、市道 0019 号線、市道 0020 号線、市道 0022 号線、市道 0029 号線、市道 0347 号線、市道 0349 号線、市道 5003 号線、市道 7345 号線、市道 0103 号線、市道 0104 号線、市道キ 025 号線、市道キ 027 号線、市道キ 330 号線、市道キ 777 号線

※2 アスファルトコンクリート (A) 【一般国道・主要地方道】

国道 121 号、国道 293 号、国道 352 号、宇都宮亀和田榆木線、宇都宮鹿沼線、宇都宮榆木線、鹿沼日光線、鹿沼足尾線、栃木粕尾線、栃木栗野線、草久足尾線

※3 アスファルトコンクリート (B) 【一般県道】

新鹿沼停車場線、榆木停車場線、縦山停車場線、羽生田鶴田線、板荷玉田線、上久我都賀栃木線、上永野下永野線、鹿沼停車場線、石裂上日向線、上日向山越線、鹿沼環状線、板荷引田線、深程榆木線、下日向栗野線

附則

施行期日 この給水装置工事標準仕様書は令和3年5月1日から施行する。

この給水装置工事標準仕様書は令和4年4月1日から適用する。

※各種様式

一覧表

No	資料名	適用内容	ページ
1	給水装置工事申込書	申込するとき	27
2	工程表	申込するとき	28
3	土地・家屋使用承諾書	土地や家屋の所有者が申込者以外の場合は、その所有者全員から承諾を得ること	29
4	給水装置分岐承諾書	市管理以外の給水管（私管、共同管等）から分岐する場合は、その所有者全員から承諾を得ること	30
5	給水装置管理誓約書	敷地条件等により、量水器（筐）を基準範囲外の位置に設置する場合	31
6	給水装置工事完成届	給水装置工事が完成したとき	32
7	舗装本復旧完了期日届	舗装仮復旧後に自然転圧期間を設けたのち本復旧する場合、かつ給水装置工事のみの完成検査を先行して受ける場合	33
8	舗装本復旧完了届	舗装本復旧完了期日届の提出により、本復旧工事が完了した場合	34
9	給水装置帰属承諾書	宅地分譲等により設置した給水装置を管理移管する場合	35
10	給水装置工事承認取消通知書	管理者が発行	36
11	給水装置工事変更届	給水装置工事に変更が発生した場合	37
12	給水装置工事承認取下願	給水装置工事申込を取下げする場合	38
13	管理者選定届	受水槽等の施設を設置した場合の管理者	39
14	直結給水方式についての誓約書	受水槽方式を選択することが望ましい施設にも関わらず、私都合により直結方式を選択した場合	40
15	水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書	スプリンクラー消火設備を直結式にする場合	41
16	特殊器具設置誓約書	給水装置に直結して特殊器具を設置する場合	42
17	水道の廃止届	加入金権利を放棄し、使用を止める場合	43
18	給水管分岐状況表	給水装置工事が完成したとき	44

※申込内容により必要な添付書類が異なることから、上表を確認し、管理者と協議すること。

令和
年
月
日
承認
伺

令和
年
月
日
承認
伺

受付番号	給水装置工事申込書			連携番号	
設置場所	鹿沼市	町	丁目	番地	お客様番号
受付日	令和	年	月	日	工種
新設・改造・分譲・仮設・その他()					
鹿沼市水道事業管理者 鹿沼市長 宛 令和 年 月 日					
鹿沼市給水条例第5条及び第15条の規定により 給水装置工事の申込をします。また、この申込に あたり第三者から異議の申し立てを受けたときは、 私方で責任をもって解決します。 ※本人が自署しない場合は記名押印すること。法人の場合は記名押印すること。					
申込者 住所 フリガナ 氏名 電話番号					
指定工事事業者 給水工事主任技術者 住所 氏名 印 名称 印 免許番号 号 電話番号 電話番号					
工事承認	令和	年	月	日	水栓数
量水器出庫	令和	年	月	日	取出口径
完成日	令和	年	月	日	量水器口径・番号
完成検査日	令和	年	月	日	配水管口径
許認可日	1. 建築確認		2. 開発許可		道路種別
	令和	年	月	日	第 号
国土・建物 有(別添)・無 分岐承諾 有(別添)・無					
利害関係人の有無					
水道材料表					
規格	水道法施行令第5条(JWWA ・ JIS ・ 管理者規定) に 適合				
公道分	寸法	数量	宅内分	寸法	数量
分水栓					
止水栓					
同 管					
給水管					
メーターユニオン					
量水器周り	寸法	数量			
不凍バルブ					
メーターユニオン					
量水器筐					
納付内訳	調定番号	金額	領収印	(摘要)	
申込手数料					
加入金 φ mm					
検査手数料					
合計					

水道
理技
者術

水道
理技
者術

課長

課長

係長

係長

係員

係員

計 画 工 程 表

施工箇所	鹿沼市					
申込者						
指定工事事業者						
工 種	月	月	月	月	月	月
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
申 請						
分 岐						
外 部						
内 部						
完 了						
量水器設置						
備 考						

仮復旧予定日 令和 年 月

本復旧予定日 令和 年 月

※国県道は仮復旧の日から3箇月以上の自然転圧期間を設けること。

様式第3号（給水条例施行規程第8条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所
名 称 印
代表者名
主任技術者 印

(*) 本人が自署しない場合は記名押印すること。法人の場合は記名押印すること。

申 込 者
住 所
氏 名

土地・家屋使用承諾書

私が所有する鹿沼市 町 丁目 番地の土地・家屋に対し、
給水装置を設置し使用することに承諾します。

(*) 本人が必ず自署すること。法人の場合は記名押印すること。

土地・家屋所有者 住 所
氏 名

土地・家屋所有者 住 所
氏 名

土地・家屋所有者 住 所
氏 名

様式第4号（給水条例施行規程第8条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所
名 称 印
代 表 者 名
主 任 技 術 者 印

(*) 本人が自署しない場合は記名押印すること。法人の場合は記名押印すること。

申 込 者
住 所
氏 名

給水装置分岐承諾書

私が所有する鹿沼市 町 丁目 番地の給水装置から分岐することを承諾します。なお、当該分岐工事の結果、私宅の水道の出水量に影響することがあっても異議ありません。

(*) 本人が必ず自署すること。 法人の場合は記名押印すること。

分岐承諾者 住 所
氏 名

分岐承諾者 住 所
氏 名

分岐承諾者 住 所
氏 名

様式第5号（給水条例施行規程第8条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所
名 称 印
代表者名
主任技術者 印

給水装置管理誓約書

鹿沼市 町 丁目 番地において、鹿沼市給水装置工事標準仕様書の規定により工事をした給水装置のうち、量水器（筐）の設置位置について、規定範囲内に設置することが困難であるため、管理区分を変更し、乙止水栓以降の給水装置（丙止水栓及び貸与量水器を除く）の管理責任のすべてを負うものとし、漏水等の不具合が発生した場合は、自己負担により速やかに修繕を行います。なお、第三者へ家屋等（給水装置）を譲渡するときは、この誓約事項を継承します。

（*）本人が必ず自署すること。法人の場合は記名押印すること。

申 込 者
住 所
氏 名

様式第6号（給水条例施行規程第11条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称

印

代表者名

主任技術者

印

給水装置工事完成届

下記の給水装置工事が完成したので、検査を申込します。

記

申込受付年月日 及び番号	令和 年 月 日 第 号
工事の種別	新設・改造・分譲・仮設・その他（ ）
設置場所	鹿沼市 町 丁目 番地
申込者	(※) 本人が自署しない場合は記名押印すること。法人の場合は記名押印すること。 住 所 氏 名
舗装本復旧	実施済・未実施（本復旧予定日 令和 年 月 日）

※舗装本復旧が未実施の場合は、別途、舗装本復旧完了期日届を提出すること。

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称

印

代表者名

主任技術者

印

舗装本復旧完了期日届

下記のとおり舗装仮復旧の自然転圧期間を設けたのち、舗装本復旧を実施します。
 なお、舗装本復旧までの期間、工事施工箇所を巡回し、路面沈下等の不良が生じた
 ときは、直ちに補修を実施し、安全かつ円滑な交通を確保します。また水道管理者
 及び道路管理者等から同様の指示があった場合も、直ちに補修を実施します。

記

申込受付年月日 及び番号	令和 年 月 日 第 号
設置場所	鹿沼市 町 丁目 番地
申込者	(*) 本人が自署しない場合は記名押印すること。法人の場合は記名押印すること。 住 所 氏 名
舗装仮復旧日	令和 年 月 日
本復旧予定日	令和 年 月 日

※国・県道は、仮復旧の日から最短3箇月の自然転圧期間を設けること。

※市道は、申込工事期間中において、可能な限りの自然転圧期間を設けること。

様式第8号（給水条例施行規程第11条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称

印

代表者名

主任技術者

印

舗装本復旧完了届

下記の給水装置工事に伴う舗装本復旧工事が完成したので、完成図書を提出します。

記

申込受付年月日 及び番号	令和 年 月 日 第 号
工事の種類別	新設・改造・分譲・仮設・その他（ ）
設置場所	鹿沼市 町 丁目 番地
申 込 者	(※) 本人が自署しない場合は記名押印すること。法人の場合は記名押印すること。 住 所 氏 名
舗装仮復旧日	令和 年 月 日
舗装本復旧日	令和 年 月 日

※舗装本復旧完了期日届を提出し、自然転圧期間を設けた後、本復旧した場合に提出する。

様式第9号（給水条例施行規程第8条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称

印

代表者名

主任技術者

印

給水装置帰属承諾書

鹿沼市水道事業給水条例第5条の規定により申込した下記給水装置工事のうち、公道及びこれに準ずる道路に埋設される給水装置は、維持管理のため市に帰属することを承諾します。

(*) 本人が必ず自署すること。法人の場合は記名押印すること。

申 込 者

住 所

氏 名

記

設置場所	鹿沼市 町 丁目 番地	
工事の種類	新設 ・ 改造 ・ 分譲 ・ 仮設 ・ その他 ()	
管 種	管 径	延 長
D I P	φ mm	L = m
	φ mm	L = m
H I V P	φ mm	L = m
	φ mm	L = m
P P ・ H P P E	φ mm	L = m
	φ mm	L = m
その他 ()	φ mm	L = m
	φ mm	L = m

様式第 10 号（給水条例施行規程第 10 条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

申 込 者

様

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長

給水装置工事承認取消通知書

鹿沼市水道事業給水条例第 5 条の規定により申込のあった下記の給水装置工事は、鹿沼市水道事業給水条例施行規程第 10 条第 2 項の承認の取消しに該当しますので、規程第 10 条第 3 項に基づき通知します。

記

申込受付年月日 及び番号	令和 年 月 日 第 号
工事の種別	新設・改造・分譲・仮設・その他（ ）
設置場所	鹿沼市 町 丁目 番地
指定給水装置 工事事業者	住 所 名 称 印 代 表 者 名 主 任 技 術 者 印

様式第 11 号（給水条例施行規程第 11 条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称

印

代表者名

主任技術者

印

給水装置工事変更届

令和 年 月 日承認番号第 号の給水装置工事を別紙設計書及び図面のとおりに変更し施工したいので承認下さい。

設 置 場 所	鹿沼市 町 丁目 番地
工 事 の 種 類	新設 ・ 改造 ・ 分譲 ・ 仮設 ・ その他（ ）
申 込 者	(*) 本人が自署しない場合は記名押印すること。法人の場合は記名押印すること。 住 所 氏 名

様式第 12 号（給水条例施行規程第 10 条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称

印

代表者名

主任技術者

印

給水装置工事承認取下願

下記のとおり給水装置工事の申込を取下げします。

(*) 本人が必ず自署すること。法人の場合は記名押印すること。

申 込 者

住 所

氏 名

記

申込受付年月日 及び番号	令和 年 月 日 第 号
工事の種類	新設・改造・分譲・仮設・その他（ ）
設置場所	鹿沼市 町 丁目 番地
取下理由	

様式第 13 号（給水条例施行規程第 17 条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所
 名 称 印
 代表者名
 主任技術者 印

管 理 者 選 定 届

設置した受水施設において、下記のとおり管理人を選定したので届出ます。

(*）本人が自署しない場合は記名押印すること。法人の場合は記名押印すること。

申 込 者

住 所
 氏 名

記

申込受付年月日 及び番号		令和 年 月 日 第 号
設置場所		鹿沼市 町 丁目 番地
管理者	住所	町 丁目 番地
	氏名 連絡先	TEL — —

様式第 14 号（給水条例施行規程第 9 条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称

印

代表者名

主任技術者

印

直結給水方式についての誓約書

給水装置工事を実施するにあたり、鹿沼市水道事業給水条例施工規定第 9 条第 1 項に基づくと給水方式は受水槽方式とすることになりますが、私都合により直結給水方式を選択いたします。つきましては、事故や災害、量水器取替作業時やその他工事等により減断水が生じた場合には、作業に必要な時間において水を使用することができなくなることを承諾し、当市に一切の異議申立てはしないことを誓約いたします。

なお、使用者が異なる場合についても、この内容を周知するものとし、また給水装置の所有者および使用者に変更があった場合については、この誓約内容を継承いたします。

(*) 本人が必ず自署すること。法人の場合は記名押印すること。

申 込 者

住 所

氏 名

設置場所	鹿沼市 町 丁目 番地
使用形態	店 舗 ・ 公共施設 ・ 医療施設 ・ 福祉施設 宿泊施設 ・ 工 場 ・ その他 ()

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称

印

代表者名

主任技術者

印

水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書

水道直結式スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）の設置申込にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理するとともに、誓約事項について遵守します。

記

1. 使用者等への周知

スプリンクラー設備について、次のような特徴を理解し使用者等に周知します。

- (1) 水道が断水するとき、また配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られないこと。
- (2) 災害その他の正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等によりスプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても水道事業者には責任はないこと。
- (3) スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、上記のような条件がついている旨を借家人に熟知させること。
- (4) スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記の事項について譲渡人に熟知させること。また、変更後の所有者等にこの給水装置が条件付のものであることを熟知させること。
- (5) 本スプリンクラー設備の設計は、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態で使用するものとして計算していること。

2. スプリンクラー設備の維持管理等

- (1) スプリンクラー設備の火災時以外における作動、及び火災時の水道事業にその責を求めるとのできない非作動に係る影響に関する責任について、水道事業者に求めることはありません。
- (2) 所有者又は使用者等は、スプリンクラー設備を含む給水装置を善良な管理義務をもって行い、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には所有者の責任において速やかに適切な措置をとります。
- (3) スプリンクラー設備の維持管理上の注意事項及び連絡先を見やすいところに表示します。

(*) 本人が必ず自署すること。法人の場合は記名押印すること。

設置場所 鹿沼市

申込者 住 所

氏 名

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

指定給水装置工事事業者

住 所
 名 称 印
 代表者名
 主任技術者 印

特殊器具設置誓約書

給水管に直結する特殊器具の設置について、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 特殊器具下流側の水質管理については、申込者が管理いたします。また、器具を設置したことにより、出水不良や水圧低下による機能不全（他器具へ障害）等が発生した場合は、申込者が対処いたします。
- 2 特殊器具に異常が発生した場合の修理等については、申込者が維持管理いたします。
- 3 特殊器具設置に起因した上記以外の問題等は、全て申込者が責任をもって対処し、一切の異議申し立てをしません。
- 4 給水装置の所有者又は使用者に変更があった場合については、この誓約内容を継承いたします。

器 具 名	
形 式 （ 品 番 ）	
製 造 会 社	
特殊器具の設置場所	鹿沼市 町 丁目 番地
備 考	

(*) 本人が必ず自置すること。法人の場合は記名押印すること。

申 込 者
 住 所
 氏 名

様式第 17 号（給水条例施行規程第 17 条関係）

水道技術 管理者	課長等	係長	係員

令和 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市 市長 宛

（*）本人が必ず自署すること。法人の場合は記名押印すること。

所 有 者
住 所
氏 名

水道の廃止届

下記のとおり給水条例第 17 条の規程により水道の廃止を届出ます。

記

お 客 様 番 号	地 区	整 理	枝
設 置 場 所	鹿沼市 町 丁目 番地		
使用メーター番号 口 径	- ・ 口径 mm		
備 考			

※ 添付書類
位置図、戸番図、給水装置工事承認願兼給水工事設計書

給水管分岐状況表 (完了時)

分岐日	年 月 日	分岐箇所					
申込者		施工業者					
平面図 <table border="1" style="float: right; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">配水管の管種</td> <td style="width: 50px;"></td> <td style="padding: 2px;">口径</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>				配水管の管種		口径	
配水管の管種		口径					
断面図 <table border="1" style="float: right; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">仮復旧面積</td> <td style="width: 50px;"></td> <td style="padding: 2px;">本復旧面積</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>				仮復旧面積		本復旧面積	
仮復旧面積		本復旧面積					



問合せ先
鹿沼市上下水道部水道課給水係
TEL 0289-65-3143